

65歳以上の方の 介護保険料のお知らせ

■問い合わせ

佐賀中部広域連合 業務課 ☎40-1135
福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

介護保険料は、毎年4月1日現在の世帯における市民税の課税状況等によって、7月に年額が確定します。年額の保険料が確定するまでの納付方法は、次のようになります。

■特別徴収（年金天引き）

4月から翌年2月までの偶数月に、2か月分相当額を徴収します。

4・6・8月の納付額は、市民税の課税状況が確定していないため、平成25年2月と同額を天引きします。10月分以降で1年分の調整を行います。（8月から保険料が変更になる場合もあります）

■普通徴収（納付書・口座振替）

4月から翌年3月まで、毎月徴収します。4月から7月までは平成25年4月1日現在の世帯の状況と、平成24年度市民税の課税状況等により算定した保険料を暫定的に納付することになります。8月分以降で1年分の調整を行います。

送付される納付書または口座振替により納付してください。平成25年度の納入通知書は、4月中旬頃に送付します。

平成25年度 65歳以上の方の段階別介護保険料額

保険料段階	対象者	算式	保険料
第1段階	生活保護を受給している方。または、世帯全員の市民税が非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額 ×0.5	月額 2,635円 (年額31,620円)
第2段階	世帯全員の市民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.5	月額 2,635円 (年額31,620円)
特例 第3段階	世帯全員の市民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が120万円以下の方	基準額 ×0.66	月額 3,478円 (年額41,736円)
第3段階	世帯全員の市民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が120万円を超える方	基準額 ×0.75	月額 3,953円 (年額47,436円)
特例 第4段階	本人の市民税が非課税の方で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の方（世帯に課税者がいる場合）	基準額 ×0.91	月額4,796円 (年額57,552円)
第4段階	本人の市民税が非課税の方で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円を超える方（世帯に課税者がいる場合）	基準額	月額 5,270円 (年額63,240円)
第5段階	本人に市民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.16	月額 6,113円 (年額73,356円)
第6段階	本人に市民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.25	月額 6,588円 (年額79,056円)
第7段階	本人に市民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.5	月額 7,905円 (年額94,860円)
第8段階	本人に市民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.75	月額 9,223円 (年額110,676円)
第9段階	本人に市民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額 ×2.0	月額 10,540円 (年額126,480円)

※月額、年額を12分の1した金額で、本人へ送付する通知書に記載されている金額とは異なります。

中央公民館が毎週月曜日も利用できます！

中央公民館は毎週月曜日が休館日ですが、4月から平成26年3月まで毎週月曜日を開館し、みなさんに利用いただけるようにします。詳しくは中央公民館へ問い合わせください。

■問い合わせ 中央公民館 ☎74-3241

借金問題

過払い請求

広告

○サラ金からの借金を完済された方、時効前(10年)であれば、過払い請求が可能です。
○過払いの請求の場合、着手金不要(解決後、報酬金のみ)裁判までします。(印紙代等の実費は負担)

借金の相談は無料で随時受け付けます。民事・刑事の身の回りの問題もご相談ください。

営業時間 平日9:00~18:00 土曜9:00~12:00 日曜・祝日休
高崎繁行法律事務所

弁護士 高崎繁行(佐賀県弁護士会所属)
唐津市千代田町2109-17 くりはらビル1F

TEL 0955-70-0315

